



ハグマンレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所

P1

所長
コラム

傘寿を迎え、健康に感謝

私事ながら、新年早々に傘寿を迎え、「終活」に絡む旧友の集会的な行事がやたらと多くなってきました。卒業後66年という新制中学校の学年同窓会に男女合わせて45名が参加（卒業時約240名）。同卒業後62年の高校が閉校9周年総会を迎え87名が出席（卒業生4,200名教職員約300名）。また〇〇大学の地元出身者校友の集いに57名（会員数約1,800名）という出席があり、それぞれの会合ごとに何らかの形で関わることで打合せ、反省会打ち上げなど随分と時間を割きつつ、中には今生最後の集会となるであろうお別れ会の味わいを持つ集いもありました。

お互い80歳を超えるようになり、足腰や体調不良を抱えつつ出席できること自体、まだ健康な証拠であり、また家族も元気で外出できることこそ喜ばしいこととお互いに慰め合うことしきりでありました。

それらの集いの他にもJC（青年会議所）出身の気の合った経済人仲間30名ほどの会があり共にやっていた活動を休止してから10年ほどを経て再会し会食の機会を持った時、各自の近況報告の中で明らかになったことは、男性の8割が過去に何らかの形で腹を切って、結果としてそれぞれ太れなくてスマートになったとの報告があり、最後に残った太めの2人がまるで一人前でないような形で報告する羽目になりました。それぐらい内臓に異常が発生して切腹するのが普通になっているとは知らなかったことで、幸か不幸か切らなかったのが良かったのかなとも思っています。

周りからは「年の割に元気だ」とよく言われますが、血圧、血糖値、中性脂肪など内科の主治医から処方される薬は服用していますが、実は20年ほど前に劇症肝炎になり、危うい経験をしました。現在アルコール性肝炎を示す数値や他の肝機能の検査値は全く正常で薬の服用はしていません。

若い頃朝起きたときに喉がむせて困った時に、医師から煙草をやめるのが一番よいと言われて即日禁煙したことが自分の身体の為には良かったのかと思っています。昨近では、多少酔っぱらって手などをすりむくことはありますが、すこぶる元気でおります。これも内心ではご先祖さま方の熱いご加護のお蔭さま、それと大きな声では言えませんが愚妻の信仰心に感謝をしながら毎日有難くアルコールを頂戴している次第です。



情報

P2

社会保障・税番号制度の概要 (マイナンバー制度)

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。具体的には、平成27年10月から個人番号・法人番号の通知が行われ、平成28年1月から順次、社会保障、税分野等で利用開始されます。

【個人番号について】

個人番号は12桁の番号で、「通知カード」により住民票の住所に、市町村から通知されます。

【法人番号について】

法人番号は13桁の番号で、登記上の本店所在地に国税庁から通知されます。

個人の番号とは異なり、原則としてインターネットサイトにて公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

【企業実務にあたる影響（対従業員）】

企業は従業員の個人番号を取得し、社会保険関係の届出書や税務署への提出書類に従業員の個人番号を記載する必要があります。

（1）取得期限

従業員の個人番号は、「平成28年1月以降、提出書類に記載するときまで」に取得すればいいので、必ずしも平成28年1月の番号制度利用開始にあわせて取得する必要はありません。

（2）利用目的の通知・公表

個人番号を利用するときは、利用目的を本人に通知、または公表しなければなりません。

（3）番号確認と身元確認

個人番号を取得するときは、正しい番号であることの確認と、正しい持ち主であることの確認が必要です。

【企業実務にあたる影響（対取引先）】

開始日以降に支払う配当、報酬、家賃等について、法定調書を作成するときに、取引先等の番号を記載する必要があります。

以上のように、企業の事務負担が増え、また、個人情報の厳重管理などリスク対策も必要となってきますので、早めの対応が必要になります。さらに、役所間の連携が密になることによって、法令遵守の徹底（社会保険の扶養親族の収入要件の確認や、未加入事業所の強制加入など）が求められるようになりますので、ご留意ください。（記事担当：社会保険労務士 小山）

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

下記へ配信してください。
会社名 _____

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL _____

FAX 079-288-0997
FAX _____

**P3**

情報

平成26年度補正 ものづくり・商業・サービス革新事業**の1次公募が開始されています！****【事業目的・概要】**

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関やよろず支援拠点等と連携して、革新的な設備投資やサービス開発・試作品の開発を行う中小企業を支援します。

【条件（対象者、対象行為、補助率等）】

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・中小企業による共同体で、以下の要件のいずれかを満たすこと。

1. 革新的なサービスの創出（補助率 2/3）

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出等であり、3～5年計画で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

(1) 一般型 補助上限額：1,000万円

(2) コンパクト型 補助上限額：700万円（設備投資を伴わない革新的サービスの開発費用を補助。）

2. ものづくりの革新（補助率 2/3）

「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した画期的な試作品の開発や生産プロセスの革新であること。

補助上限額：1,000万円

3. 共同した設備投資等による事業革新（補助率 2/3）

複数の企業が共同し、ITやロボット等の設備投資により、革新的な試作品開発等やプロセスの改善に取り組むことで、共同事業者全体で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

補助上限額：共同体で5,000万円（500万円/社）

【募集期間】

平成27年2月13日（金）～ 5月8日（金）

詳細は認定支援機関である尾上会計事務所・(有)ユアブレーション（079-288-3811）までお問い合わせいただくか、兵庫県中小企業団体中央会のホームページをご覧ください。

※今後ハクシヨンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

 今後希望しない

会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

TEL

FAX 079-288-0997

FAX